

薬生食輸発0702第6号  
令和3年7月2日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### チリ産レモンの取扱いについて

今般、輸入時のモニタリング検査において、チリ産生鮮レモンから基準値を超えるイマザリルが検出されたことから、今後は下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

### 記

- 1 . EXPORTADORA PROPAL S.A. (又は AGROCOMERCIAL QUILLOTA S.A.) において包装され、輸出されたチリ産レモンについて、今後、輸入の届出があった場合は、輸入者に対し、イマザリルに係る自主検査を指導するとともに、以降、継続的に輸入される場合にあっては、定期的な自主検査を指導すること。
- 2 . その他の場合にあっては、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年7月2日付け薬生食輸発0702第2号)に基づき、イマザリルを含む防ばい剤のモニタリング検査を実施すること。